第六条第三項	同じ。）	同じ。）（額が変動する場合に限る。）の変動額	
第六条第四項	連系設備特別報酬対象額	連系設備特別報酬対象額（額が変動する場合に限る。）の増加額	
第六条第五項	定める額	定める額（額が増加する場合に限る。）の増加額	
第七条第一項及び第二十一条第一項	預金利息	預金利息のうち額が変動するもの	
第七条第四項	算定した額	算定した変動額	
第八条第一項、第九条第三項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項各号列記以外の部分及び第二十二条第一項各号列記以外の部分	期間原価等項目	変分期間原価等項目	
第八条第一項	法人税等並びに電気事業報酬	法人税等並びに電気事業報酬のうち額が変動するもの	
第八条第一項、第二項及び第四項、第九条第一項各号及び第三項、第十条並びに第十一条第一項	基礎原価等項目	変分基礎原価等項目	
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目	
第十一条第一項第一号	電気事業報酬（環境対策費を除く。）	電気事業報酬（環境対策費を除く。）のうち額が変動するもの	
第十一条第一項第三号	電気事業報酬（環境対策費に限る。）	電気事業報酬（環境対策費に限る。）のうち額が変動するもの	
第十四条第一項	電源開発促進税	電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）	
第十六条第一項	事業者間精算収益	事業者間精算収益のうち額が変動するもの	